

○内閣府
財務省 令第 号

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行に伴い、為替取引分析業者に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

財務大臣 片山さつき

為替取引分析業者に関する命令の一部を改正する命令

為替取引分析業者に関する命令（令和五年^{内閣府}財務省^{財務省}令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 この命令(第八条を除く。)において「為替取引分析業」とは、<u>法第二条第二十一項</u>に規定する為替取引分析業(同項第一号に掲げる行為を業として行うものに限る。)をいう。</p> <p>3 この命令(第五条第七号、第十一条、第十二条第七号、第二十条、第二十二條及び第二十五條第四号を除く。)において「為替取引分析業者」とは、<u>法第二条第二十二項</u>に規定する為替取引分析業者(同条第二十一項第一号に掲げる行為を業として行う者に限る。)をいう。</p> <p>4 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 金融機関等 <u>法第二条第二十一項</u>に規定する金融機関等をいう。</p> <p>二 為替取引 <u>法第二条第二十一項</u>に規定する為替取引をいう。</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第三条 法第六十三條の二十三の許可を受けようとする者(法第</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 この命令(第八条を除く。)において「為替取引分析業」とは、<u>法第二条第十八項</u>に規定する為替取引分析業(同項第一号に掲げる行為を業として行うものに限る。)をいう。</p> <p>3 この命令(第五条第七号、第十一条、第十二条第七号、第二十条、第二十二條及び第二十五條第四号を除く。)において「為替取引分析業者」とは、<u>法第二条第十九項</u>に規定する為替取引分析業者(同条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者に限る。)をいう。</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 金融機関等 <u>法第二条第十八項</u>に規定する金融機関等をいう。</p> <p>二 為替取引 <u>法第二条第十八項</u>に規定する為替取引をいう。</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第三条 法第六十三條の二十三の許可を受けようとする者(法第</p>

二条第二十一項第一号に掲げる行為を業として行おうとする者に限る。第二十六条において同じ。）は、別紙様式第一号により作成した法第六十三条の二十四第一項の許可申請書に、同条第二項各号に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

（許可申請書のその他の添付書類）

第五条 法第六十三条の二十四第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〇六 略」

七 為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者（法第二十二項に規定する為替取引分析業者をいう。第十一条、第十二条第七号、第二十条、第二十二條及び第二十五条第四号において同じ。）に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号、第十一条、第十二条第七号及び第十四条において同じ。）をする場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をする場合にあっては、これらの委託に係る契約の契約書

八 「略」

（為替取引分析関連業務）

第八条 法第六十三条の二十七第一項に規定する主務省令で定め

二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行おうとする者に限る。第二十六条において同じ。）は、別紙様式第一号により作成した法第六十三条の二十四第一項の許可申請書に、同条第二項各号に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

（許可申請書のその他の添付書類）

第五条 「同上」

「一〇六 同上」

七 為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者（法第十九項に規定する為替取引分析業者をいう。第十一条、第十二条第七号、第二十条、第二十二條及び第二十五条第四号において同じ。）に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号、第十一条、第十二条第七号及び第十四条において同じ。）をする場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をする場合にあっては、これらの委託に係る契約の契約書

八 「同上」

（為替取引分析関連業務）

第八条 「同上」

る業務は、為替取引分析業者が行う次に掲げる業務とする。

一 次に掲げる業務その他の為替取引分析業（法第二条第二十一項に規定する為替取引分析業をいう。以下この条において同じ。）に附帯する業務

〔イ〜ハ 略〕

二 金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関して、当該為替取引が制裁対象者等に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知する業務（法第二十一条第一号又は第二号に掲げる行為に係るものを除く。）

〔三〜五 略〕

六 金融機関等以外の者（前号に規定する者を除く。）の委託を受けて、当該金融機関等以外の者の行う業務に係る取引に関して、法第二十一条第一号若しくは第二号に掲げる行為に係る業務に相当するもの又は第二号に掲げる業務に相当するものを行う業務

（委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置）

第十一条 為替取引分析業者（法第二十一条第一号に掲げる行為を業として行う者に限る。）は、為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託をした場合又は為

一 次に掲げる業務その他の為替取引分析業（法第十八条に規定する為替取引分析業をいう。以下この条において同じ。）に附帯する業務

〔イ〜ハ 同上〕

二 金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関して、当該為替取引が制裁対象者等に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知する業務（法第十八条第一号又は第二号に掲げる行為に係るものを除く。）

〔三〜五 同上〕

六 金融機関等以外の者（前号に規定する者を除く。）の委託を受けて、当該金融機関等以外の者の行う業務に係る取引に関して、法第十八条第一号若しくは第二号に掲げる行為に係る業務に相当するもの又は第二号に掲げる業務に相当するものを行う業務

（委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置）

第十一条 為替取引分析業者（法第十八条第一号に掲げる行為を業として行う者に限る。）は、為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託をした場合又は為替

替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をした場合には、これらの委託に係る業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇五 略」

(業務の種別の変更の許可)

第二十条 次の各号に掲げる為替取引分析業者は、当該各号に定めるときは、法第六十三条の第三十三第一項の規定により、金融庁長官及び財務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 為替取引分析業者（法第二十一条第一号に掲げる行為を業として行う者に限る。） 新たに同項第二号又は第三号に掲げる行為を業として行おうとするとき。
- 二 為替取引分析業者（法第二十一条第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。） 新たに同号に掲げる行為を業として行おうとするとき。

附 則

(準備行為)

第三条 改正法第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下この条において「新資金決済法」という。）第六十三条の二十三の許可を受けようとする者（新資金決済法第二条第

取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をした場合には、これらの委託に係る業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇五 同上」

(業務の種別の変更の許可)

第二十条 「同上」

- 一 為替取引分析業者（法第十八条第一号に掲げる行為を業として行う者に限る。） 新たに同項第二号又は第三号に掲げる行為を業として行おうとするとき。
- 二 為替取引分析業者（法第十八条第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。） 新たに同号に掲げる行為を業として行おうとするとき。

附 則

(準備行為)

第三条 改正法第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下この条において「新資金決済法」という。）第六十三条の二十三の許可を受けようとする者（新資金決済法第二条第

二十一項第一号に掲げる行為を業として行おうとする者に限る。
）は、この命令の施行前においても、新資金決済法第六十三条の二十四第一項の許可申請書及び同条第二項各号に掲げる書類に準じた書類を金融庁長官及び財務大臣に提出して、当該許可を受けるために必要な準備行為を行うことができる。

十八項第一号に掲げる行為を業として行おうとする者に限る。
）は、この命令の施行前においても、新資金決済法第六十三条の二十四第一項の許可申請書及び同条第二項各号に掲げる書類に準じた書類を金融庁長官及び財務大臣に提出して、当該許可を受けるために必要な準備行為を行うことができる。

別紙様式第 1 号 (第 3 条、第 22 条関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日提出

金融庁長官 殿
財務大臣 殿

郵便番号 ()

申請者 住 所

電話番号 ()

商号又は名称

代表者の氏名

許可申請書

資金決済に関する法律第 63 条の 24 第 1 項の規定により同法
第 63 条の 23 の許可を申請します。この申請書及び添付書類の
記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

[1. ～7. 略]

8. 為替取引分析業の種類別

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 法第 2 条第 21 項第 1 号に掲げる行為に係る業務 |
| 2 | 法第 2 条第 21 項第 2 号に掲げる行為に係る業務 |

別紙様式第 1 号 (第 3 条、第 22 条関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日提出

金融庁長官 殿
財務大臣 殿

郵便番号 ()

申請者 住 所

電話番号 ()

商号又は名称

代表者の氏名

許可申請書

資金決済に関する法律第 63 条の 24 第 1 項の規定により同法
第 63 条の 23 の許可を申請します。この申請書及び添付書類の
記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

[1. ～7. 同左]

8. 為替取引分析業の種類別

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 法第 2 条第 18 項第 1 号に掲げる行為に係る業務 |
| 2 | 法第 2 条第 18 項第 2 号に掲げる行為に係る業務 |

<p>3 法第2条第21項第3号に掲げる行為に係る業務 (記載上の注意) [略] [9.～11. 略]</p>	<p>3 法第2条第18項第3号に掲げる行為に係る業務 (記載上の注意) [同左] [9.～11. 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

- この命令は、資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する